

四つの機構、十一の室

法人化にあたっての組織改革

副学長（教育・厚生補導担当） 市古 夏生

平成十六年四月から国立大学が法人化され、新しく国立大学法人お茶の水女子大学が誕生します。自己収入（入学金、授業料、検定料など）に国から交付される運営費交付金を合わせた資金を元にして、学長兼理事長が大学を運営していくこととなります。学生、教職員という主要構成員は今までと変わらないのですが、こういう新しい事態に対処するには、組織も変えていかざるをえません。

国立大学法人法に定められている、役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置することは当然のこととして、それ以外にも新たな組織を設けます。その中で重要な役割を果たすのが機構、室体制です。理事及び副学長が機構を束ねますが、トップダウンとボトムアップを併用して、大学の政策の実行性を高めるために創出する組織です。

室長には評議員をあて、責任をもって室に關わる懸案事項をさばくとともに、企画立案、改善などを積極的に行うという設計をしています。室員には教員が参加することは勿論のこと、事務局からも参加することによって、本来の意味で教員と職員が車の両輪となって大学全体のことを考えつつ、新たな歴史を構築していくことという事です。やる気、根気、実行力のある室員を評価するシステムも考えています。

学生に入学してよかったと思われる大学、学外の方々によい意味での変貌を感じていただける大学、学内の教職員に働きがいのある大学とするための新体制作りです。

改組イメージ図

